



平成 30 年 11 月 7 日
住宅局 建築指導課
住宅生産課

(株)エクセルシャノンが出荷した防火サッシにおける
国土交通大臣認定の仕様への不適合

○(株)エクセルシャノンより国土交通省に対し、以下の報告がありました。

- ・国土交通大臣認定^{※1}の仕様に適合しないクレセント^{※2}を使用した防火サッシ^{※3}を 279 棟の戸建て住宅等に出荷したこと
- ・今回の不適合に対する是正方法として、大臣認定仕様のクレセントに取り替えることを原則としつつ、取り替えを希望しない所有者の意向等にも対応できるよう、実際に出荷した製品の仕様での大臣認定を申請する方針であること

○国土交通省は、同社に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、是正工事の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示しました。

※1 多様な建築材料や構造方法等の導入を可能とするため、建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度

※2 サッシ用の戸締まり部品。下図〈防火サッシのクレセント〉を参照

※3 延焼のおそれのある部分の開口部に設置する一定の遮炎性能のある防火設備

1. 事案概要

(1) 国土交通省は、(株)エクセルシャノンより、同社が戸建て住宅等に出荷した防火サッシが国土交通大臣認定(以下「大臣認定」という。)に適合しない仕様となっているとの報告を受け、以下の事実関係を把握しました。

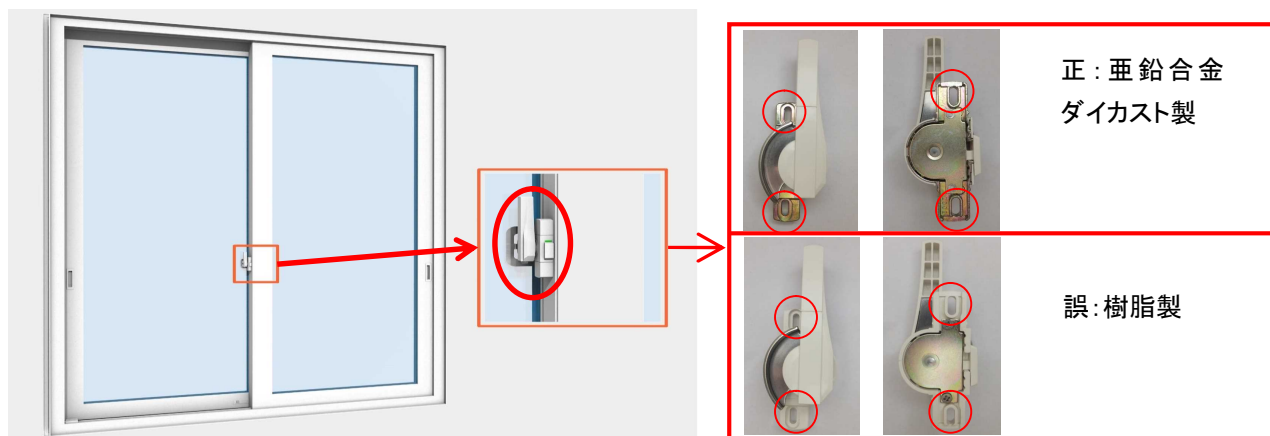
- ・ 不適合があったのは、大臣認定 2 件(認定番号 EB-1283-1、EC-0172-1)に係る製品のうち、EB-1283-1 については平成 28 年 7 月 11 日～平成 30 年 8 月 16 日に、EC-0172-1 については平成 28 年 4 月 27 日～平成 30 年 8 月 16 日に出荷したもので、その出荷先は 279 棟の戸建て住宅等であること
- ・ 不適合は、防火サッシのクレセントの一部が、認定仕様は「亜鉛合金ダイカスト製」であるところを「樹脂製」としたものであること(下図参照)
- ・ 同社は、これらの 2 件の大臣認定仕様に不適合なクレセントを使用した防火サッシに関し、自社の性能試験により、建築基準法で求めている 20 分の遮炎性能を有していることを確認していること
- ・ 同社は、今回の不適合に対する是正方法として、大臣認定仕様のクレセントに取り替えることを原則としつつ、取り替えを希望しない所有者の意向等にも対応できるよう、実際に出荷した製品の仕様での大臣認定を申請する方針であること(該当物件のうち 275 棟の所有者に連絡済、残りの 4 棟も早急に連絡予定。是正工事は年内に完了させる方針であり、一部は取り替え済。)

(2) これを受け、国土交通省は、関係特定行政庁等に対し、物件リスト等を情報提供し、建築基準法違反等^{※4}の事実確認と是正後の確認を進めるよう依頼しました。

※4 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価を受けている住宅については、当該住宅性能評価の結果に影響が生じる場合があります。

(3) 国土交通省は、同社に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、是正工事の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示しました。

<防火サッシのクレセント>



2. 相談窓口

(1) (株)エクセルシャノンにおいて、以下の窓口が設置されています。

【窓口】 株式会社エクセルシャノン 是正推進本部
電話番号 0120-005-211
受付時間 9:30-17:30(土日、祝休日、年末年始を除く)

(2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】 電話番号 0570-016-100
PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147
受付時間 10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始を除く)

(問い合わせ先)

■建築基準法 に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 菅原 (内線 39-564)
技術調査係長 高橋 (内線 39-525)
代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513 FAX 03-5253-1630

■住宅の品質確保の促進等に関する法律 に関すること

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 鹿島 (内線 39-453)
性能係長 田窪 (内線 39-421)
代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8510 FAX 03-5253-1629